

香川県がん対策推進計画の見直しについて

目 次

- ・香川県がん対策推進計画の見直しについて
- ・がん対策基本法における基本的施策
- ・がん対策推進基本計画(案)(概要)
- ・香川県がん対策推進条例(平成23年香川県条例第34号)
- ・香川県がん対策推進計画(平成25年3月策定)

香川県がん対策推進計画の見直しについて

1. 趣旨

- がん対策基本法(平成18年法律第98号)に基づき、国は「がん対策推進基本計画」を策定し、都道府県は「都道府県がん対策推進計画」を策定することとなっている。
- 今年度、国は「がん対策推進基本計画」を見直し、次期計画を閣議決定(予定)。
- 本県においても、現計画の計画期間は平成29年度までとなっており、次期香川県がん対策推進計画を策定する。

2. 見直しの考え方

- 国のがん対策推進基本計画を基本として見直しを行う。
- 第2次香川県がん対策推進計画の進捗状況や、本県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえたものとする。
- がん対策に携わる関係者の意見を踏まえるとともに、「香川県がん対策推進条例」や、「香川県保健医療計画」等関係する県計画との調和を図る。

2

3. 今後のスケジュール

H29. 8月 骨子(案)の審議

H29.11月 計画(素案)の審議

H29.12月 パブリックコメント

H30. 1月 計画(案)の審議

⇒ 2月議会へ議案提出

(参考)がん対策基本法(平成十八年法律第九十八号)

(都道府県がん対策推進計画)

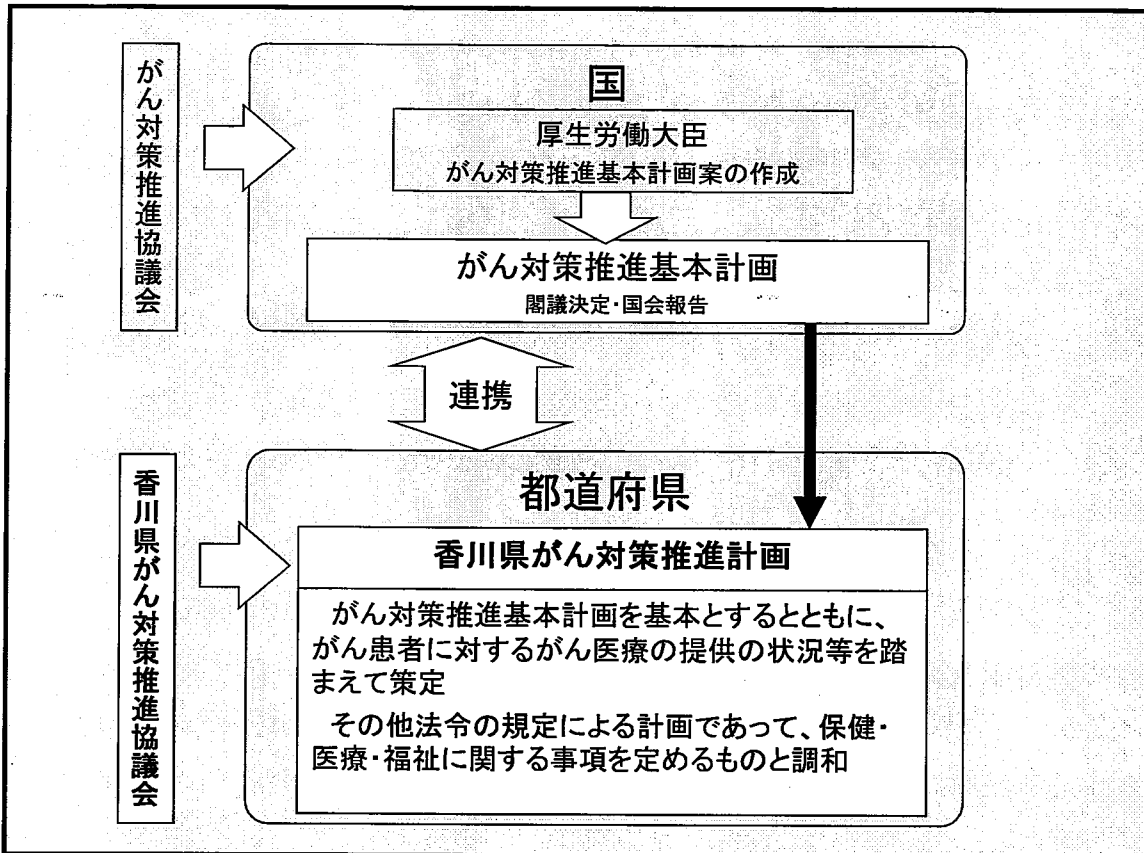
第十二条 都道府県は、がん対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、当該都道府県におけるがん対策の推進に関する計画(以下「都道府県がん対策推進計画」という。)を策定しなければならない。

2 都道府県がん対策推進計画は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画その他の法令の規定による計画であつてがん対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 都道府県は、当該都道府県におけるがん医療に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県におけるがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも六年ごとに、都道府県がん対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

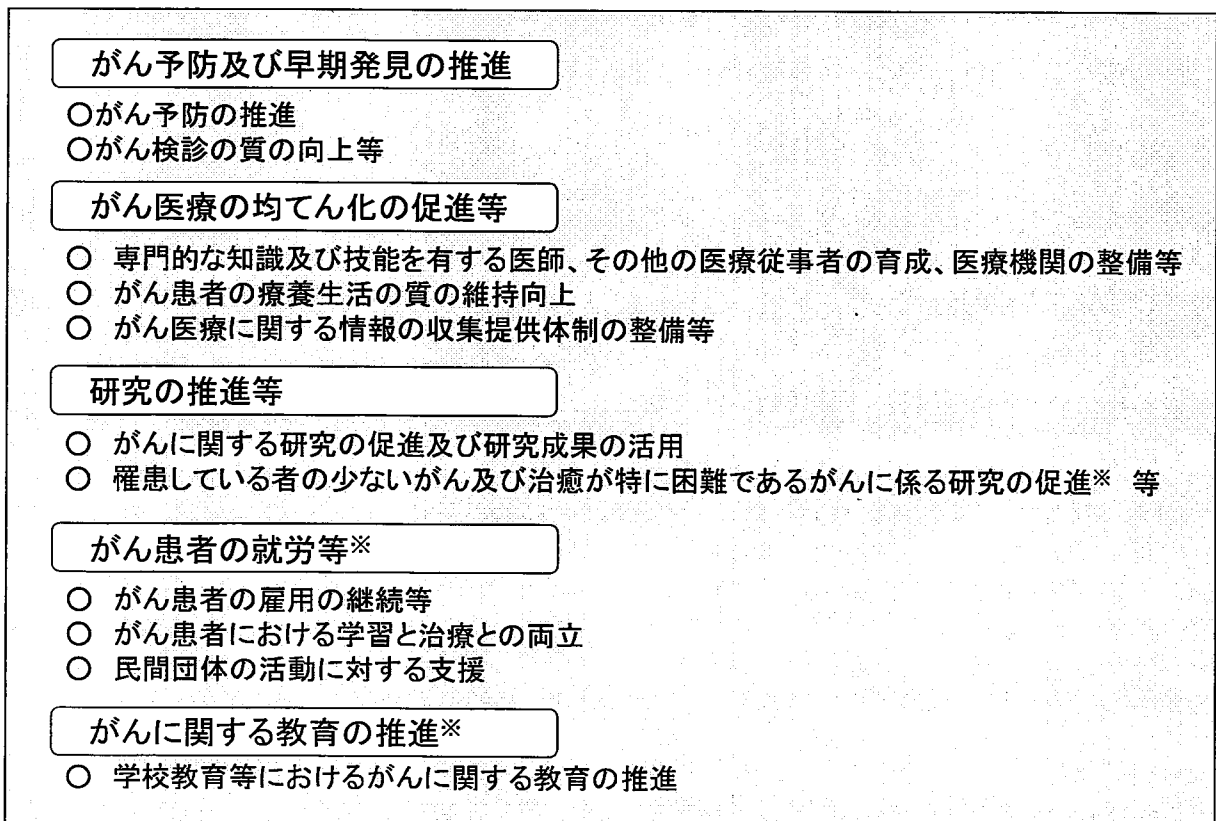
3

4. 策定スキーム



4

がん対策基本法における基本的施策



5

※:がん対策基本法の一部改正(平成28年12月)により追加

第3期がん対策推進基本計画(案)(概要)

第1 全体目標

「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」

①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 ②患者本位のがん医療の実現 ③尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

第2 分野別施策

1. がん予防

- (1)がんの1次予防
- (2)がんの早期発見、がん検診
(2次予防)

2. がん医療の充実

- (1)がんゲノム医療
- (2)がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法
- (3)チーム医療
- (4)がんのリハビリテーション
- (5)支持療法
- (6)希少がん、難治性がん
(それぞれのがんの特性に応じた対策)
- (7)小児がん、AYA世代のがん、高齢者のがん
- (8)病理診断
- (9)がん登録
- (10)医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組

3. がんとの共生

- (1)がんと診断された時からの緩和ケア
- (2)相談支援、情報提供
- (3)社会連携に基づくがん対策・がん患者支援
- (4)がん患者等の就労を含めた社会的な問題
- (5)ライフステージに応じたがん対策

4. これらを支える基盤の整備

- (1)がん研究
- (2)人材育成
- (3)がん教育、普及啓発

第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

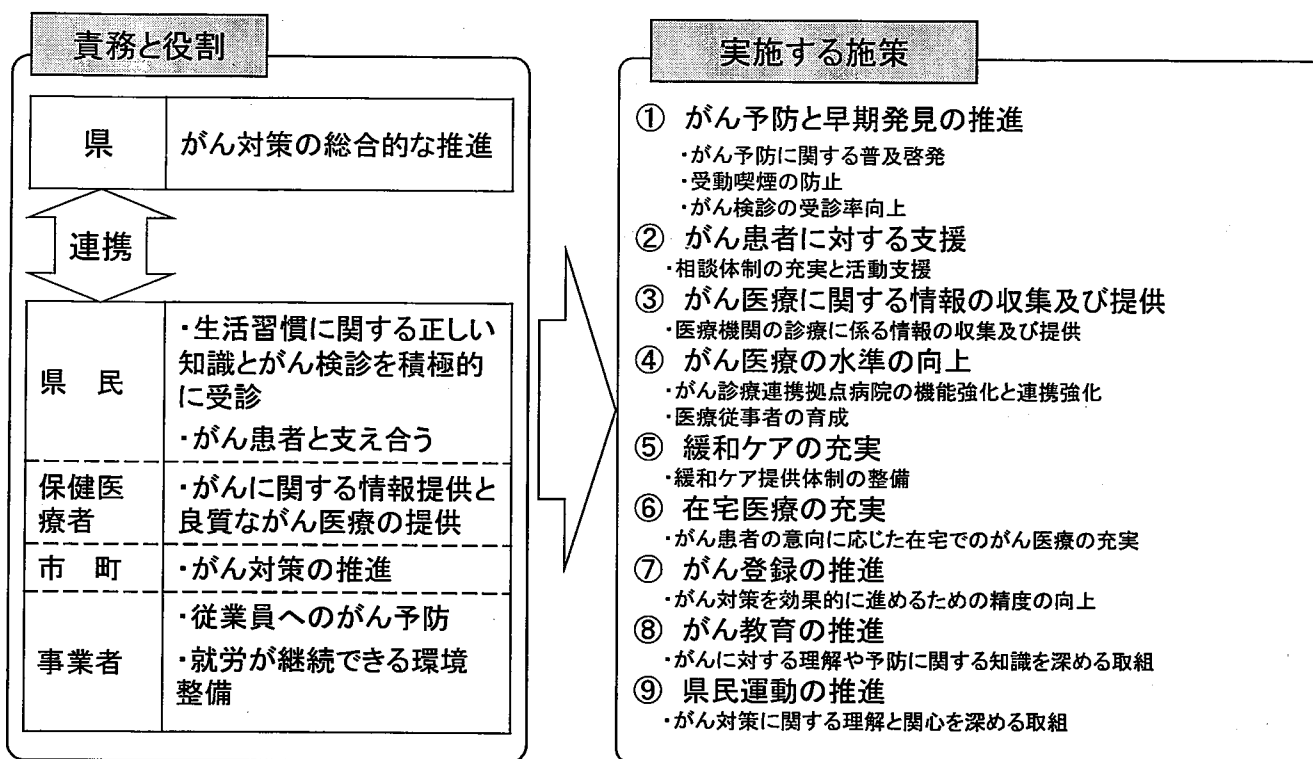
- | | |
|--------------------|--------------------------|
| 1. 関係者等の連携協力の更なる強化 | 5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化 |
| 2. 都道府県による計画の策定 | 6. 目標の達成状況の把握 |
| 3. がん患者を含めた国民の努力 | 7. 基本計画の見直し |
| 4. 患者団体等との協力 | |

平成29年6月2日 第68回がん対策推進協議会 資料2 6

(主な改正内容)

- 全体目標に、新たに「科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実」が設けられた。
 - ・数値目標として、がん検診の受診率を引き続き50%とし、新たに精密検査の受診率を90%とする等が示された。
 - ・受動喫煙対策については、現在のところ、保留となっている。
 - ・がんによる死亡者数の減少の数値目標は、第3期計画では明示されないこととなった。
- がん医療の充実に関する全体目標では、がんのゲノム医療等を推進し、個人に最適化されたがん医療を実現することとされた。また、がん医療の質の向上と、がんの特性に応じたがん医療の均てん化・集約化により、効率的かつ持続可能ながん医療を実現することとされた。
 - ・標準的な手術療法、緩和ケア等均てん化が必要な取組に関しては、引き続き、拠点病院等を中心として進める一方で、ゲノム医療等や、小児がん・希少がん等のがん種については、一定の集約化のあり方について検討することとされた。
- がん対策基本法の改正を踏まえ、「がんとの共生」を全体目標に掲げ、がん患者が住み慣れた地域社会で生活をしていく中で、必要な支援を受けることができる環境整備を目指すこととされた。
 - ・がん診療に携わる全ての医療従事者が基本的な緩和ケアを提供できる体制の構築、「緩和ケアセンター」の機能の充実等が示された。
 - ・拠点病院や職場・地域における就労支援等を促進するための取組が示された。
 - ・小児患者に加え、AYA世代や高齢者等、ライフステージに応じたがん対策が新たに追加された。

香川県がん対策推進条例 (平成23年香川県条例第34号)



第2次香川県がん対策推進計画 (平成25年3月策定)

基本理念

県民一人ひとりがお互いに手をたずさえてがんに向かい合う香川県を実現

全体目標

1. がんによる死亡者の減少(75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少)
2. すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上
3. がんになっても安心して暮らせる社会の実現

分野別施策及びその成果や達成度を計るための個別目標

1. がんの予防の推進
 - 成人喫煙率を14.4%とする
 - 禁煙・分煙認定施設を1,300施設とする
2. がんの早期発見の推進
 - がん検診の受診率を5年以内に50%とする
3. がん医療の均てん化の促進
 - (1) 放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とチーム医療の推進
 - すべての拠点病院にチーム医療の体制整備
 - (2) がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成
 - 医療機関の専門医の配置の有無等の提示
 - (3) がんと診断された時からの緩和ケアの推進
 - 拠点病院を中心に緩和ケアを迅速に提供できる診療体制の整備
 - がん診療に携わるすべての医療従事者が基本的な緩和ケアの知識と技術を習得する
特に、拠点病院では、自施設のがん診療に携わるすべての医師が緩和ケア研修を修了する
- (4) 地域の医療・介護サービス提供体制の構築
 - 医療と介護が連携した在宅医療・介護サービスの提供体制の構築
4. がんに関する相談支援と情報提供の整備
 - 患者とその家族によってより活用しやすい相談体制の実現
5. がん登録の推進
 - 地域がん登録事業協力医療機関数を30以上
 - 地域がん登録のDCN 25%未満 DCO 20%未満
6. がん教育の推進
 - すべての中学校でがん教育を実施
7. 小児がん対策
 - 小児がん患者とその家族が安心して適切な医療や支援を受けられる環境を整備
8. がん患者に対する支援
 - がんになっても安心して暮らせる社会の実現